

制限付一般競争入札の実施について

那覇市長 翁長 雄志

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項及び那覇市制限付一般競争入札実施要綱(以下「要綱」という。)第1条の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施する。よって、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6、那覇市契約規則第13条及び要綱第5条の規定に基づき、次のとおり公告する。

本件は、電子入札(事後審査方式)で実施する。ただし電子入札で入札できない者は、紙での入札手続によることができる。

1 入札に付する事項

工 事 名	平成23年度 松山7号道路改良工事
契約番号	(工事第82号)
業 種	土木
場 所	那覇市若狭地内
工 期	平成24年3月30日まで
概 要	
(1) 目的	歩行者の安全確保及び交通の円滑化
(2) 規模等	道路延長L=180m
(3) 構造形式	—
(4) 工種	土工、舗装工、縁石工、排水工、付帯工、雑工 各一式
(5) 主要資材	コンクリート二次製品、再生石材、アスファルト合材
予定価格	27, 800, 000円(消費税抜き)
最低制限価格	予定価格の7/10から9/10までの範囲で設定し、開札後公表。 ※ 詳しくは、入札公告等ファイル「格付・要綱等」中の「最低制限価格の基準について」を参照。

2 入札参加資格要件 ※入札公告日から開札日までの間、次に定める資格を全て満たすこと。

(1)	施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
(2)	那覇市建設工事指名業者選定委員会要綱第14条に規定する指名停止の措置を受けていない者であること。
(3)	開札日において有効な土木の経営規模等評価結果通知書(経営事項審査)を受けている者であること。
(4)	会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てをしていない者であること。(会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てをしている者であっても、当該手続開始の決定後、経営事項審査を受け本市に競争入札参加資格審査願を再度提出し、審査を経て有資格業者として認定され建設業者格付名簿に登録された者で、更生計画認可が決定された者又は再生計画認可の決定が確定された者を除く。)
(5)	経営状況が著しく不健全であると市長が認める者に該当しない者であること。 (公告日の3か月前から開札日までの間に不渡り等を生じていない者であること。(4)に該当するものを除く。)
(6)	警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等及びこれに準じるものとして公共工事からの排除の要請があり、当該状態が継続しているなど請負者として不適当であると市長が認める者に該当しない者であること。(下請け業者も同様とする。)

(7)	那覇市建設工事等競争入札参加資格に関する規程第7条に規定する建設業者格付名簿に土木工事業者として登録されている者であること。
(8)	開札日を基準日とし過去1年間に、那覇市工事成績評定要領第8に規定する工事成績評定通知で、土木の評定点が60点未満でない者であること。 ※上記期間中に工事成績評定を受けていない者は、(8)の入札参加資格を満たしているものとする。
(9)	平成23・24年度の土木の格付が、C等級(ランク) の者であること。 ※詳しくは、入札公告等ファイル「格付・要綱等」中の「平成23・24年度格付(土木)」を参照。
(10)	主任技術者： 請負者と直接的かつ恒常的な雇用関係があり1級又は2級土木施工管理技士の資格を有する者を開札日において専任で配置できること。 なお、請負代金の額が、2,500万円以上の場合には、営業所の専任技術者は、主任技術者又は監理技術者になれない。 現場代理人： 請負者と直接的かつ恒常的な雇用関係があり、工事現場に常駐で配置できること。 現場代理人は主任技術者を兼ねることができる。営業所の専任技術者は、現場代理人になれない。 ※ 恒常的な雇用関係とは、配達指定日以前に3か月以上の継続した雇用関係にあることが必要。
(11)	開札日において土木工事業の有効な建設業許可を受けている者であること。
(12)	那覇市に本店が有る者であること。

3 落札制限

(1)	同一現場での落札は1件のみ。[松山7号の関連工事で那覇市上下水道局発注工事を含む手持ち工事(JV構成員を含む)がある場合は、落札できない。]
(2)	開札日以前1か月以内に、那覇市又は那覇市上下水道局で落札した案件(JV構成員を含む)がある場合は、本案件を落札することはできない。
(3)	本案件を落札後、1か月以内は那覇市及び那覇市上下水道局の発注する他の案件(JV構成員を含む)を落札することはできない。
(4)	指名競争入札では、制限付一般競争入札で落札した工事を持持ち工事としてみなす。
(5)	複数の案件で落札候補者等になった場合には、先に開札された案件が優先される。(落札案件を選ぶことはできない。)
(6)	開札日に、那覇市及び那覇市上下水道局の同種手持ち土木工事(JV構成員を含む)で、出来高が50%以上でなければ、落札することはできない。

4 設計図書等の閲覧、質問、回答

設計図書閲覧申請	設計図書等は、入札情報公開システム上で公表する。 ※ 設計図書等を閲覧するには、入札公告等ファイルに掲載の「設計図書閲覧申請書」に必要事項を記入の上、Eメールに添付して下記アドレス宛て送付すること。申請があった業者のうち、入札参加資格要件に該当する格付等級業者のみに閲覧に必要なパスワードをEメールで通知する。 申請アドレス t-kensa001@neo.city.naha.okinawa.jp 設計図書閲覧申請期限：平成24年1月19日(木)12時まで
閲覧期間	平成24年1月13日(金)10時～平成24年1月19日(木)17時まで ※ 上記期間を過ぎると、設計図書の閲覧はできない。(再公表も行わない。) ※ パソコントラブル等により設計図書等がダウンロードできない場合には、上記閲覧期間内に下記まで連絡すること。 ●連絡先： 契約検査課 服部 敦 TEL:951-3253 ※ 注意事項 設計図書閲覧申請及び閲覧(ダウンロード)がなければ、入札に参加することができない。
質問期間及び方法	質問期間：平成24年1月18日(水)9時～平成24年1月23日(月)17時まで 「質問書」をFAXで提出すること。(質問がなければ不要) ※ 「質問書」は、発注図書ファイルよりダウンロードすること。 ●提出先： 道路建設課 與那城 仁 FAX: 951-3222
回答期限及び方法	回答期限：平成24年1月25日(水)17時 ※ 「質問及び回答」は、発注図書ファイルに掲載する。

5 入札の方法

	電子入札業者	紙入札業者
入札方法	電子入札システムにより入札 (操作方法については那覇市公共工事電子入札システムのホームページ上に掲載されている「一般競争マニュアル」を参照)	郵便入札 (一般書留・配達証明・配達日指定郵便の全てを指定し郵送すること)
提出書類	工事費等内訳書に内訳金額等を記入の上、電子入札システムの入札書を提出する画面で付加すること。 ※ 工事費等内訳書は、発注図書ファイルの「入札書等(電子入札用)」よりダウンロードすること。	① 入札書 ② 工事費等内訳書 ※ 入札書、工事費等内訳書は、発注図書ファイルの「入札書等(紙入札用)」よりダウンロードすること。
入札期間	平成24年1月26日(木)9時～ 平成24年1月30日(月)17時まで ※ 上記期間内に電子入札システムにより入札。(土日、祝日を除く。)	—
配達指定日	—	平成24年2月1日(水) ※ 配達日を指定するためには、配達指定日の2日前(土日、祝日を除く)までに郵便局での手続が必要。
封 筒	—	封筒作成例参照。 ※ 封筒作成例は、発注図書ファイルの「入札書等(紙入札用)」に掲載されている。 開札日時・契約番号・対象工事名・業者番号・商号又は名称・電話番号・FAX番号・担当者名を記入。
宛 先	—	〒900-0004 那覇市銘苅2丁目3番1号 新都心銘苅庁舎 都市計画部 契約検査課
その他注意事項	開札日に有効期限が切れるICカードを使用して入札をしないこと。 (有効期限が切れるICカードを使用して入札すると、開札時に入札書を開くことができないため。) 失効したICカード(実際の代表者、商号、住所が異なるもの)で行った入札は無効となる。 上記の場合は、電子入札での参加はできないので、郵便入札で行うこと。 ※「6 入札書の不受理・無効」も参照。	入札書のくじ番号(任意の数字3桁)は、同額くじ抽選が発生した場合に使用するため、必ず記入すること。 ※ <u>配達指定日以外の日が届いた入札書及び工事費等内訳書は受理しないものとする。</u>

6 入札書の不受理・無効

那覇市工事請負等制限付一般競争入札心得(以下「心得」)第13、14条参照。

開札日に有効期限が切れるICカードを使用して入札をした場合、電子入札システム上、開札処理ができないため、無効として取り扱う。

また、失効したICカード(実際の代表者、商号、住所が異なるもの)で行った入札は、入札参加資格を満たさないものが提出した入札書等とみなし、無効として取り扱う。

7 開札

開札日時	平成24年2月3日(金) 10時30分
開札場所	新都心銘苅庁舎 5階 入札室

8 資格審査書類の提出（落札候補者のみ提出）

	電子入札業者	紙入札業者
通知方法	落札候補者となった場合には、メール及び電子入札システムで通知する。	落札候補者となった場合には、電話にて通知する。
提出期限	電子入札システムで指定された期日までに提出すること。	指定された期日までに提出すること。
提出方法	電子入札システムで下記の資格審査書類を提出すること。 ※電子入札システムで提出が可能なファイル数は最大10個、合計サイズは最大2メガバイトまで。それ以上になる場合には、担当まで連絡すること。 ただし、指定された場合には、資格審査書類を契約検査課まで持参すること。	下記の資格審査書類を契約検査課まで持参すること。
提出書類	(1) 入札参加資格審査申請書	同左
	(2) 最新の経営規模等評価結果通知書(経営事項審査)の写し	同左
	(3) 建設業許可証明書又は建設業の許可について(通知)の写し	同左
	(4) 専任配置予定技術者	同左
	(5) 専任配置予定技術者の手持工事の状況	同左
	(6) 企業の手持工事の状況	同左
	(7) -	紙入札参加承認願
	※「資格審査書類」の様式は、発注図書ファイル「入札参加資格審査書類」よりダウンロードすること。ただし、資格審査書類一式については、開札後、落札候補者のみが提出するものである。	

9 入札参加資格要件の事後審査及び落札者の決定

開札後、資格審査書類の事後審査により、落札者を決定する。
落札者決定予定日 平成24年2月8日(水)
※心得 第9、10、11、12条参照。

10 入札保証金、契約保証金、支払条件に関する事項

入札保証金	免除する。
契約保証金	契約金額の100分の10以上。
前 金 払	適用する。契約金額の10分の4以内とする。ただし、中間前金払制度適用(請負金額が1,000万円以上かつ工期が120日以上工事)の場合は、中間前払金は契約金額の10分の2以内とし、前払金の合計額は契約金額の10分の6以内とする。なお、部分払の支払を受けた後は、中間前金払の請求はできない。
部 分 払	適用する。那覇市契約規則第42条の規定回数の範囲内。

11 再資源化

この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事であるため、契約にあたり分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化等をするための施設の名称及び所在地、再資源化等に要する費用を契約書に記載する必要があることから、設計図書に記載された処理方法及び処分場所等を参考に積算した上で入札すること。また、分別解体等の方法を契約書に記載するために、落札者は落札者決定後に発注者と協議を行うこととする。

12 その他

那覇市公共工事電子入札システムのホームページ(電子入札システム、入札情報公開システムの入口) http://www.city.naha.okinawa.jp/online/kojinyusatu/
入札情報公開システムより「発注情報の検索」で本案件を検索する際には、「発注情報検索」画面で、入札方式の中から「一般競争入札(入札後資格確認型)」を選択し検索ボタンを押すことで、本案件の検索がスムーズにできる。
電子入札システム及び入札情報公開システムの操作方法については、那覇市公共工事電子入札システムのホームページで公開されている「一般競争マニュアル」や「入札情報公開システム操作マニュアル」を参照し、それでも不明の場合には、電子入札統合ヘルプデスクへ問い合わせること。
紙入札業者の提出した入札書に、くじ番号が記入されていない場合には、くじ番号は「001」とする。
提出された関係書類は返却しない。
台風等により路線バスの運行が停止となった場合、開札の2時間前までにバスの運行が開始されなければ、開札等は延期となる。延期後の日時は、那覇市ホームページで掲載する。

13 問合わせ先

この公告・入札・開札・契約に関すること 那覇市役所 都市計画部 契約検査課 担当者: 服部 敦 TEL: 951-3253 FAX: 951-3254
設計図書の内容に関すること 那覇市役所 建設管理部 道路建設課 担当者: 與那城 仁 TEL: 951-3221 FAX: 951-3222
電子入札システム及び入札情報公開システムの操作方法に関すること ※問合わせ前には、那覇市公共工事電子入札システムのホームページで公開されている「一般競争マニュアル」、「入札情報公開システム操作マニュアル」や「よくある質問と回答」を読むこと。 電子入札統合ヘルプデスク 電話 (0570)021-777 (平日 9:00-12:00 13:00-17:30) E-mail : sys-e-cydeenasphep.rx@hitachi-systems.com